

平成28年度 第9回 常設審議委員会 次第

日時 平成28年12月19日(月)15時00分～
場所 札幌市 第二水産ビル 4階4F会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議事録署名者指名
- 4 諮問・意見聴取
 - 1) 農地法第18条の規定に基づく諮問について
 - 2) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について
 - 3) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について
- 5 報 告
 - 1) 平成28年度全国農業委員会会長代表者集会への参加及び要請実施結果について
 - 2) TPP承認案と関係法案をめぐる情勢について
 - 3) 平成29年度与党税制改革大綱について
 - 4) 農業競争力強化プログラムの概要について
 - 5) その他
- 6 協 議
 - 1) 担い手への集積が困難な農地の取扱いに関する意見の提出について
 - 2) 平成29年度常設審議委員会開催日程について
 - 3) その他
- 7 閉 会

次回 平成28年度第10回常設審議委員会は、平成29年2月14日(火曜日)
開会時間は、13:30です。
場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。

【メモ】

平成28年度全国農業委員会会長代表者集会への参加 及び要請実施結果について

平成28年12月19日
第9回常設審議委員会

I 平成28年度全国農業委員会会長代表者集会

- 1 日 時：平成28年12月1（木）13：00～15：00
- 2 場 所：東京都 メルパルクホール
- 3 出席者：北海道出席者78名
- 4 代表者集会概要

(1) 第1部 パネルディスカッション・申し合わせ決議

① パネルディスカッション

「農地利用の最適化を加速させよう」

【パネリスト】

岩手県北上市農業委員会	小笠原 達也 事務局長
栃木県栃木市農業委員会	大橋 重 会長
福岡県糸島市農業委員会	藤井 重登 会長
にいがた女性農業委員の会	笠原 尚美 会長

【助言者】

東京大学大学院	安藤 光義 教授
秋田県農業公社（秋田県農地中間管理機構）	三浦 庄助 理事長

(2) 第2部 要請決議・申し合わせ決議

- 第1号議案 農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議
第2号議案 「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議

II 北海道農業会議における要請および代表者集会決議に基づく要請

- 1 日 時：代表者集会終了後
- 2 場 所：衆議院・参議院議員会館
- 3 要請の実施

(1) 要請事項

① 北海道農業会議の要請

- ・平成28年台風による農地・農作物等被害対策
- ・TPP協定承認
- ・指定生乳生産者団体制度の堅持
- ・農地集積支援対策の拡充と予算確保

- ・担い手育成対策の強化と農地所有適格法人要件の堅持
- ・農業農村整備事業の拡充と予算の確保
- ・農業委員会関係予算の確保

② 代表集会決議に基づく要請

- ・農地利用の最適化に向けた施策推進

(2) 実行運動

要請は、本会役員・職員を4班に編制し、実施した。

結果は別添資料の通り。

別添

- ・平成28年度 全国農業委員会会長代表者集会後の国会議員に対する要請活動について
- ・北海道選出国会議員に対する要請活動（結果、第1～4班）
- ・平成28年度全国農業委員会会長代表者集会 代表要請結果報告
- ・（一社）北海道農業会議 要請書
- ・（一社）全国農業会議所 要請書

平成28年度 全国農業委員会会長代表者集会後の国会議員に対する要請活動について

(一社)北海道農業会議

1 要請先

	議員会館	室番号	議員氏名 (敬称略)	選挙区	政党	農業会議要請班	地方連独自要請	備考
1	衆①	1202号	鈴木 貴子	比例区	無所属	④	釧路、根室	
2	衆①	623号	伊東 良孝	7区(釧路・根室)	自民	④	釧路、根室	
3	衆①	520号	渡邊 孝一	比例区	自民	③	空知	
4	衆①	516号	荒井 聰	比例区	民進	④		
5	衆①	410号	和田 義明	5区(厚別区・石狩)	自民	①		
6	衆①	313号	今津 寛	比例区	自民	④	上川	
7	衆①	306号	松本 謙公	比例区	民進	④		
8	衆②	1202号	吉川 貴盛	2区(北・東区)	自民	①		
9	衆②	1010号	武部 新	12区(宗谷・林・虻)	自民	④	宗谷・オホーツク	
10	衆②	808号	佐々木 隆博	6区(上川)	民進	④	上川	
11	衆②	801号	中川 郁子	11区(十勝)	自民	③	十勝	
12	衆②	717号	佐藤 英道	比例区	公明	③		
13	衆②	517号	蓮坂 誠二	8区(渡島・桧山)	民進	③		
14	衆②	516号	横路 孝弘	1区(中央・南・西区)	民進	①		
15	衆②	413号	稲津 久	10区(空知・留萌)	公明	①	空知	
16	衆②	409号	前田 一男	比例区	自民	①	渡島、檜山	12/1 16:30~16:50の渡島・檜山による要請に本会議も同行可能
17	衆②	408号	堀井 孝	9区(胆振・日高)	自民	③	胆振	
18	衆②	406号	中村 裕之	4区(手稲区・後志)	自民	①	後志	
19	衆②	405号	高木 宏壽	3区(白石・豊平・清田)	自民	①		
20	衆②	320号	富山 和也	比例区	共産	③		
21	参	1217号	小川 勝也	選挙区	民進	②	上川	
22	参	920号	鉢呂 吉雄	選挙区	民進	②		
23	参	803号	橋本 聖子	比例区	自民	②	胆振	
24	参	710号	紙 智子	比例区	共産	②		
25	参	701号	徳永 エリ	選挙区	民進	②		
26	参	619号	長谷川 岳	選挙区	自民	②		
27	参	612号	伊達 忠一	選挙区	無所属	②		
28	参	611号	相原 久美子	比例区	民進	②		
29	参	402号	横山 信一	比例区	公明	②		

2 要請班の編制

	農業会議	地方農委連(人数、11/29時点での予定)
①班(14名)	岡村会長・乾事務局次長	石狩(2)・渡島(5)・留萌(5)
②班(14名)	佐久間専務理事	後志(4)・檜山(7)・釧路(2)
③班(14名)	小林副会長・幡野主幹	日高(7)・上川(5)
④班(15名)	多田副会長・渡邊調査役	胆振(2)・宗谷(3)・根室(8)

- 1 行 事 名：北海道選出国會議員に対する要請活動（第1班）
- 2 日 時：平成28年12月1日（木） 15：45～17：15
- 3 場 所：東京都 衆議院第一・第二議員会館
- 4 出 席 者：14名（岡村会長、石狩2名、渡島5名、留萌5名、乾事務局次長）
なお、②と③には全国農業会議所岩佐部長ほか1名が同行
- 5 内 容（訪問順）
 - ① 和田 義明（衆）：在室。岡村会長より要請書を手渡し、要請した。「現場からの意見・要望が実現するよう頑張る。」
 - ② 稲津 久（衆）：在室。岡村会長より要請書を手渡し、要請した。「農業委員会組織の体制と機能強化について、農業委員会、農業会議の予算については確保できるように全力で対応したい。」「台風被害には来年の作付けができるように対応する必要がある、しっかりやっていきたい。」「加工原料乳生産者補給金制度の改革に関しては、規制改革推進会議の逸脱したものを改めるようにやってきたが、大変苦勞した。加工原料乳生産者補給金についても、需給調整をしっかりやるという方向で対応していく。」「コメの生産調整については、国がまったく関与しないというのは誤った認識だ。国もしっかり関わってか、生産調整の実施にあたって都道府県の対応等に関して働きかけ等を行っていく。」
 - ③ 前田 一男（衆）：在室。岡村会長より要請書を手渡し、要請した。また、渡島地方農委連久保田会長が、政府管掌作物に関する交付金水準等について口頭で要請した。「農業会議からの要望、それぞれ主旨は理解した。」「農家の再生産が可能となる水準の維持が必要。また産地交付金について、単価引き下げについても疑問が残る。」
 - ④ 横路 孝弘（衆）：不在。秘書に要請書を手渡しした。
 - ⑤ 中村 裕之（衆）：在室。岡村会長より要請書を手渡し、要請した。特段のコメント無し。
 - ⑥ 高木 宏壽（衆）：在室。岡村会長より要請書を手渡し、要請した。特段のコメント無し。
 - ⑦ 吉川 貴盛（参）：不在。秘書に要請書を手渡しした。

- 1 行 事 名：北海道選出国會議員に対する要請活動（第2班）
- 2 日 時：平成28年12月1日（木） 15：30～17：15
- 3 場 所：東京都 参議院院議員会館
- 4 出 席 者：12名（佐久間専務理事、後志4名、桧山4名、釧路2名）
- 5 内 容（訪問順、敬称略）
 - ① 小川 勝也（参）：TPP特別委員会出席により不在。秘書に要請書を手渡した。
 - ② 鉢呂 吉雄（参）：在室。佐久間専務より要請書を手渡し、要請した。「国政の場に戻ってきた。現場からの意見・要望を農水省にキチンと理解させるよう頑張る。」
 - ③ 橋本 聖子（参）：不在。秘書に要請書を手渡した。
 - ④ 紙 智子（参）：2階議員第2会議室にて、畠山衆議院議員も出席して要請を行った。「TPPだけではなくFTAも心配。現政権の暴走を国会の場でも止めるよう奮闘する。」
 - ⑤ 畠山 和也（衆）：2階議員第2会議室にて、紙参議院議員と同席され、佐久間専務より要請書を手渡し、要請を行った。「大きく変わる農業委員会の体制だが、農民の代表としての活動に今後とも期待する。北海道農業振興に向け、ともに頑張ろう。」
 - ⑥ 徳永 エリ（参）：TPP特別委員会出席により不在。秘書に要請書を手渡した。
 - ⑦ 長谷川 岳（参）：在室。佐久間専務より要請書を手渡し、要請した。「水害からの復興は引き続き課題。特に来年の営農が不可能となったものへの支援は必要。現場の意向に沿った復興を実現したい。」
 - ⑧ 伊達 忠一（参）：不在。秘書に要請書を手渡しした。
 - ⑨ 相原 久美子（参）：不在。秘書に要請書を手渡しした。
 - ⑩ 横山 信一（参）：不在。郵便受けに要請書を投函した。

1 行 事 名：北海道選出国會議員に対する要請活動（第3班）

2 日 時：平成28年12月1日（木） 15：30～17：00

3 場 所：東京都 衆議院第一・第二議員会館

4 出 席 者：14名（小林副会長、日高7名、上川5名、幡野主幹）

5 内 容（訪問順、敬称略）

① 渡邊 孝一（衆）：小林副会長より「北海道の実態に即した施策の実現をお願いしたい、台風等被害について全額負担をしてくれるぐらいのことをしてほしい、高齢化対策と新規就農支援について早く手を打ってもらいたい」と要請を行った。

南富良野町小林会長より「復旧は農業者の立場に立ったものをお願いしたい。復旧は面積だけと言われているが、営農のためには客土をもともの高さまで行う必要がある。さらに土地改良、暗渠も必要。既に雪が積もっており、雪解け後の復旧になると春作業に間に合わず心配しているところ。また、想定外の災害が起きたので河川改修もしっかりやってほしい」と発言があった。

渡邊議員からは以下の発言があった。

・農協改革について、民間がつくった自発的組織の細かなルールづくりに口を出すのはどうかと思っている。当時総理が岩盤規制を崩すと言っていたがこれが農業とは思わなかった。改革プログラム素案がもうじき提出されるところ。

・指定生乳生産者団体制度の改革は、農業改革の序章ではないかと危惧している。総理は規制改革会議の内容は素晴らしいと言っている。昨日話したJAの組合長は「この制度改革は受け止めるが、その過程で納得できないと農業を辞める人が出てくるのではないかと心配していた。

・農地中間管理機構については、もともと北海道の実態に合っていないと思っており、農家負担のない形での仕組みづくりが必要と考えている。

・災害支援については、我々も農水省に「災害復旧だけではない。来年以降、営農を開始して土作りが3年はかかる。3年程経過観察の上、どのような支援が必要か考えていかな」と話している。

② 中川 郁子（衆）：不在。秘書に要請書を手渡しした。

③ 佐藤 英道（衆）：不在。秘書に要請書を手渡しした。

④ 逢坂 誠二（衆）：不在。秘書に要請書を手渡しした。

⑤ 堀井 学（衆）：不在。秘書に要請書を手渡しした。

⑥ 畠山 和也（衆）：不在（第2班の共産党要請に同席）。秘書に要請書を手渡しした。

1 行 事 名：北海道選出国會議員に対する要請活動（第4班）

2 日 時：平成28年12月1日（木） 15：30～17：00

3 場 所：東京都 衆議院議員会館

4 出 席 者：7名（多田副会長、胆振2名、宗谷3名、渡邊調査役）

5 内 容（訪問順、敬称略）

- ① 鈴木 貴子（衆）：来客中のため、事務室入り口で要請書を多田副会長より手渡し、要請を行った。（要請のみ）
- ② 伊東 良孝（衆）：不在。秘書に要請書を手渡した。
- ③ 荒井 聡（衆）：来客中のため、事務室入り口で要請書を多田副会長より手渡し、要請を行った。（要請のみ）
- ④ 今津 寛（衆）：不在。秘書に要請書を手渡した。
- ⑤ 松木 謙公（衆）：多田副会長より要請した。「農産物の輸出強化だけではなく、国内で生産されたものは国内でしっかり流通させるべき」との発言があった。
- ⑥ 武部 新（衆）：不在。郵便受けに要請書を投函した。
- ⑦ 佐々木 隆博（衆）：多田副会長より要請した。「来年度から戸別所得補償制度が廃止されるが、収入保険制度へ円滑な移行が図られるよう努める必要がある」との発言があった。

平成28年度全国農業委員会会長代表者集会 要請張り付きリスト

所属	役職	氏名	選挙区	時間	要請場所	要請者	会議所	バス
農水省	大臣	山本 有二	高知2区	18:15	大臣室	高知県全員(16名)	二田会長 植田部長 青木(長)、小形	-
	副大臣	磯崎 陽輔	参・大分	要請書持参			植田部長 青木(長)	-
	副大臣	齋藤 健	千葉7区	16:00	議員会館		稲垣代理 持田	-
	政務官	細田 健一	新潟2区	要請書持参			植田部長 青木(長)	-
	政務官	矢倉 克夫	参・埼玉	要請書持参			植田部長 青木(長)	-
自民党	幹事長代理	望月 義夫	静岡4区	15:30	幹事長室	静岡県全員(13名)	二田会長 植田部長 阿久津、伊東	1
	総務会長	細田 博之	島根1区	16:00	2-918	(要請集会)	松本専務 青木(昂)	-
	政務調査会長	茂木 敏光	栃木5区	15:30	衆2第2	(要請集会:40名)	柚木局長 川崎、今井	2
	農林・食料戦略調査会長	西川 公也	栃木2区					
	食料産業調査会長 農業基本政策検討PT座長	宮腰 光寛	富山2区	30日 17:00	都市センター 605	(要請集会:19名)	松本専務 伊東	-
	都市農業振興小委員長	山田 俊男	参・比例					
	農林部会長	小泉 進次郎	神奈川11区	要請書持参			伊藤代理	-
	農林水産貿易対策委員長	野村 哲郎	参・鹿児島	16:15	参1120	農業会議 諏訪團会長、鹿児島市上入来会長、出水市 横峯会長、いちぎ串木野市 木場会長代理、農業会議 大津局長・田畑次長・黒木主宰(7名)	清野代理 海賀、平松	1
	農林・食料戦略調査会常任顧問	森山 裕	鹿児島	17:15	1-515			
公明党	政務調査会長 農林水産業活性化調査会長	石田 祝稔	比例四国	16:15	2-1024	高知県全員(16名)	山村部長 市川、三上	1
	農林水産部会長	稲津 久	北海道10区	16:15	2-413	北海道14名	岩佐部長 平澤	-

6

**農林水産省 山本 有二 大臣
代表要請報告**

1. 要請先 山本 有二 農林水産大臣（高知2区）
2. 要請場所 農林水産省大臣室 12月1日(木) 18:15～18:35
3. 要請者 全国農業会議所 二田 孝治 会長
高知県農業会議 林 幸一 会長
南国市農業委員会 武市 憲雄 会長
香南市農業委員会 安岡 洋光 会長
香美市農業委員会 原 心一 会長
仁淀川町農業委員会 藤野 格昭 会長
高知県農業会議 川村 功 事務局長
全国農業会議所 植田 智己 部長
他11名 計19名

4. 要請に対する応答内容

《農地利用最適化交付金について》

- 今年初めて措置した交付金で、成果が出てからでない点と交付されない点が意見としてはあると思うが、主旨としては、成果を出してもらいたいということだ。
- 全国一律の方式は、山間地域や圃場整備が悪いと不利な地区が出てくる。この件については、一工夫するなど調整したい。

《農地制度：農地の守るべきエリアの見直しについて》

- 農地を守るために、農地台帳からはずすことは悪いことではないが、単純に耕作放棄地を増やすことにつながることも懸念される。山間地では、農地から外したところを緩衝地帯にすることは、いいアイデアだ。

《鳥獣被害対策》

- 緩衝地帯を作ることは、山間地において、鳥獣被害から農家・農地を守ることにつながる。里山作りの新しい形で、林野庁とも協議が出来るし、多くの人の賛同を得ることができる。

《TPPについて》

- TPPの発効を目指す、という総理の姿勢はぶれない。アメリカのトランプ次期大統領がFTAでいくとなれば、強気なことを言うことが予想される。TPPであれば、米は、確実に守られる。

**農林水産省 齊藤 健 副大臣
代表要請報告**

1. 要請先 齊藤 健 農林水産副大臣 (千葉7区)
2. 要請場所 第一議員会館 822号室 12月1日(木) 16:00 ~16:20
3. 要請者 柏市農業委員会 相模 農夫男 会長
柏市農業委員会 堀江 修 主幹
流山市農業委員会 山崎 哲男 次長
千葉県東葛飾区農業事務所 企画振興課 太田 正章 課長
千葉県東葛飾区農業事務所 企画振興課 水野 良介 主事
千葉県農業会議 山本 泰三 事務局長
千葉県農業会議 秋葉 栄一 事務局次長
全国農業会議所 稲垣 照屋 事務局長代理
他1名 計9名

4. 要請に対する応答内容

《農業委員会制度》

- 「農地利用最適化交付金」については、予算を上乗せできてよかったが、能率給など条例に落とし込みにくい実情があることについて、これから話を聞きながら検討していきたい。
- 実際に一生懸命活動しても成果が出なかったら、気の毒だ。もっと上手く使ってもらえるようにしたい。

《経営対策》

- 収入保険制度については、青色申告を広げていきたい。青色申告をして経営感覚を身につける必要がある。

《農地制度》

- 未相続農地の問題について、農地の移動を簡素化していけばいいと思う一方で、憲法の所有権の概念などがあって難しいところでもあるが、何とかしたい。

**自由民主党 望月 義夫 幹事長代理
代表要請報告**

1. 要請先 望月 義夫 幹事長代理
2. 要請場所 自由民主党本部4階 幹事長室 15:30 ~ 16:00
3. 要請者 全国農業会議所 二田 孝治 会長
静岡県農業会議 黒田 淳之助 会長
西ヶ谷 量太郎 副会長
各市町村農業委員会会長
静岡県農業会議 塚本 均 事務局長
他 農業会議3名、会議所4名 計17名

4. 要請に対する応答内容

静岡県農業会議を中心とした自由民主党本部での要請活動について、望月 義夫 幹事長代理から、以下の応答があった。

《農地利用最適化交付金について》

- 農地利用最適化交付金制度については、国の補助事業のため何かと使いづらいところはあと思う。
- 農地利用最適化最適化交付金を中心とした予算措置について、農業委員会の活動が推進されるよう、二階 俊博 幹事長にもお伝えする。

自由民主党 宮腰 光寛 食料産業調査会長 代表要請報告

1. 要請先 宮腰 光寛 食料産業調査会長
農林・食料戦略調査会会長代理(農業基本政策検討PT座長)
農林水産業・地域の活力創造本部長(富山2区)
橘 慶一郎 衆議院議員(富山3区)
吉田 豊史 参議院議員(比例北信越)
2. 要請場所 都市センターホテル 605号室 11月30日(水) 17:00 ~ 18:15
3. 要請者 富山県農業会議 鍋島 太郎 会長
" 米田 淳一 副会長
各市町村農業委員会会長
富山県農業会議 森松 敬 事務局長
全国農業会議所 松本 広太 専務理事
他 県庁・市町村2名、農業会議3名、会議所1名 計21名

4. 要請に対する応答内容

富山県農業会議主催の要請集会において、宮腰食料産業調査会長から、以下の応答があった。

【宮腰食料産業調査会長】

《農業委員会制度》

- これまで農業委員会は、「農地を守り、担い手を育てる」という目標を掲げ、活動してきたように思う。今般の新運動を見て、「農地を活かし」という目標に変わっており、「守る」から「活かす」ということで活動に邁進してほしい。
- 本年度から改正農業委員会法の施行により、新たに「農地利用最適化推進委員」が設置された。推進委員の設置を中心とした新制度を踏まえ、今後の農業委員会の業務・活動が円滑に進むよう、十分な予算措置ができるよう検討する。

《農地問題・農地集積への対応》

- 政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン(改訂)」では、農地中間管理機構に貸し付けた農地について、土地改良・基盤整備を行うことができるようになった。地権者との契約が必要となるが、農地の集積に向けて大きな足がかりにしたい。

自由民主党 森山 裕 農林・食料戦略調査会常任顧問
代表要請報告

1. 要請先 森山 裕 農林・食料戦略調査会常任顧問
2. 要請場所 衆議院第一議員会館515号 17:15-17:30
3. 要請者 鹿児島県農業会議 諏訪園 一行 会長
鎌田 秀久 副会長
鹿児島市農業委員会 上入来 幸一 会長
いちき串木野市農業委員会 池之上 國義 会長
出水市農業委員会 横峯 均 会長
和泊町農業委員会 亘 禎一郎 事務局長
鹿児島県農業会議 大津 清司 事務局長
他 農業会議2名、会議所3名 計12名

4. 要請に対する応答内容

《来年の予算》

- 来年度予算編成は例年より早い。12月22日には政府案が閣議決定の見通し。本日までに農林水産関係予算の大綱取りまとめを行ったところ。

《農地制度の実効性の確保について》

- 鹿児島県では、相続未登記農地が4割にのぼり、農地集積・流動化の障害であり、法律改正にむけた検討を訴えており、議論も始まっている。

《新規就農について》

- 担い手不足の問題は深刻であり、農業次世代人材投資事業（旧 青年就農給付金事業）について、予算に盛り込んだので活用頂きたい。

《担い手・経営対策の強化について》

- 集落営農や家族経営者への対策に力を入れていきたい。農業成長産業化政策により取り残されてしまうことを懸念している。
- 「中山間地農業を元気にする委員会」を立ち上げ、条件不利地域対策のために動き出している。日本型直接支払の予算確保に尽力している。大臣時代に組んだ補正予算で中山間地に300億円を優先配分できる仕組みを作っている。単年度で終わらぬように訴えていく。

《獣害対策について》

- 全国の鳥獣害対策事例についてヒアリングした際に、先進事例に優良事例が多いことが分かった。こうしたノウハウの積極的な情報発信を考えている。

《鳥インフルエンザについて》

- 出水市は養鶏経営者が多いので、発生防止するよう努めたい。

公明党 石田 祝稔 政務調査会長
農林水産業活性化調査会長 代表要請報告

1. 要請先 公明党 石田 祝稔 政務調査会長、農林水産業活性化調査会長
(比例四国)
2. 要請場所 衆議院第2議員会館1024室 16時15分
3. 要請者 高知県農業会議 林 幸一 会長 (四万十町農業委員会会長)
室戸市農業委員会 川崎 一男 会長職務代理
安芸市農業委員会 内川 昭二 会長
南国市農業委員会 武市 憲雄 会長
香南市農業委員会 安岡 洋光 会長
香美市農業委員会 原 心一 会長
仁淀川町農業委員会 藤野 格昭 会長
梶原町農業委員会 高橋 正知 会長職務代理
四万十町農業委員会 岡林 景補 会長職務代理
〃 竹内 純 大正十和農地部会長
大月町農業委員会 安田 勝 会長職務代理
高知県農業会議 川村 功 事務局長 他

合計19人

4. 要請に対する応答内容

高知県農業会議の林会長が要請内容を説明し、以下の応答があった。

《農地利用最適化交付金》

- 農業委員会法改正の議論が始まった当初から、農業委員会体制の強化に繋がるものでなければならぬと言ってきた。最適化交付金は、まさにそのために措置されたもの。にもかかわらず、同交付金が現場にとって使い勝手が悪いものとなっていては意味がない。また、成果払い部分については、平場と中山間でその成果が同じように評価されてしまうのはおかしい。個々の事情に応じて現場の皆さんの取り組みが評価されるよう、しっかりと対応していく。

**公明党 稲津 久 農林水産部会長
代表要請報告**

1. 要請先 稲津 久 農林水産部会長
2. 要請場所 衆議院議員会館4階 413号室 16:15 ~ 16:40
3. 要請者 北海道農業会議 岡村 雅敏 会長
他市町村農業委員会会長
農業会議1名、会議所2名 計16名
4. 要請に対する応答内容

北海道農業会議による要請活動を行い、以下の応答があった。

《農業委員会組織の体制と機能強化について》

○農業委員会、農業会議の予算については確保できるように全力で対応したい。

【北海道独自の「要請書」に対する応答】

《平成28年度台風による農地・農作物等被害対策に関する要請》

○台風被害には来年の作付けができるように対応する必要があり、しっかりやっ
ていきたい。

《地域の実態に即した施策の実現に向けた要請》

○（加工原料乳生産者補給金制度の改革に関して）規制改革推進会議の逸脱した
ものを改めるようにやってきたが、大変苦勞した。加工原料乳生産者補給金に
ついても、需給調整をしっかりやるという方向で対応していく。

《コメの生産調整のあり方について》

○コメの生産調整については、国がまったく関与しないというのは誤った認識だ。
国もしっかりかかわって、生産調整の実施にあたって都道府県の対応等に関し
て働きかけ等を行っていく。

2016.12.15

各位

参議院議員

鉢呂吉雄

農業会議
28.12.19
受付

ご要望に対する回答について

日頃よりご指導をいただき感謝申し上げます。

又先日上京されご要望頂きお礼申し上げます。

この要望について農水省と協議したのでご報告いたします。

1. 農地災害復旧工事の67万円/10aについて

農水省のその後の調査ではこれを越えたものはなく、又農地復旧を断念したものはないと聞いている。河川関係で復旧工事を行うのは、小さい面積のため自己資金で行うのが少しいとのことです。

又農地利用集積協力金の農地転入の適用について

新たな支援策の創設の検討について私にも強く要求しておきました。来年は無理ですが、農水省に問題認識を持っていただきたいと思います。ただ農地は資産としてとらえればそれに税金投入は異和感が強い。従って大規模の方向の政策意義からの補助金の導入への工夫が必要と思われる。

い農地譲渡所得に対する特別控除の倍増について

これもなかなか困難な開拓だが、歴史的にみれば「1945年150万円」新設これ「3年800万円。そして「25年に財務当局に要望はか」だめだ。至過がある。農地価格が下落傾向にあるのを要因。これは農業の国際対応による大規模化といった理由づけが必要

4. 成果実績に応じた報酬について

総務省がその関する条例案を出す予定、年度末等に別に定めること。

5 河川敷地等の国有地払い下げについて

国がもつ河川敷地は北海道庁発局に相談して欲しい。
農水省のもつ農地は道庁に管理委託しているので道庁に相談。
道路敷地は財務事務所へ相談を。

以上です、今すぐ改革はできない形です。唯農業のおか
れている状況から、農地流動化が大幅に迫られているので、
その大胆な支援策を新設していくことが求められていると
私は考えます。ぜひ農業委員会の現場から新たな対策
を作りあげ、私達に要望していただければと思います。

金本は皆様の要望をしっかりと受け止め、
その実現を図っていきますのでよろしくご指導下さい。

※ 条件不利地対策について

別紙の中山間地域等直接支払制度を活用すれば
除稼作業機械の導入は対象になる。

28年度 263億円、29年度 270億円(概算要求)と
予算も十分あり、活用を願う(別紙参考)

T P P 承認案と関係法案をめぐる情勢について

平成 28 年 12 月 19 日
第 9 回常設審議委員会

環太平洋経済連携協定（T P P）の承認案と関連法案が 12 月 9 日、参議院本会議で自民党、公明党、維新の党などの賛成多数で可決・成立した。民進党、共産党などは反対した。

これによって国内手続きは終わったものの、米国のトランプ次期大統領は就任初日の離脱を表明していることから、発効するか否かは不透明な状態となっている。

同日の委員会で、安倍首相は「発効が不透明になったとしても、T P P の持つ戦略的、経済的な意義を世界に発信していくことは大いに意味がある」と答弁し、引き続き米国に批准を働きかけていく考えを示した。

T P P 承認案と関連法案は 11 月 10 日に衆議院を通過していることから、承認案は憲法の規定により参議院の議決がなくても 12 月 9 日を過ぎると自然承認されることとされていた。

なお、T P P の発効には少なくとも日米双方の議会承認が必要で、これまでにニュージーランドが議会承認を終えている。

平成29年度与党税制改革大綱について

平成28年12月19日
第9回常設審議委員会

1 平成29年度与党税制改正大綱について

自民・公明両党は12月8日、平成29年度の与党税制大綱を決定した。

主な内容としては、「所得税の配偶者控除の配偶者上限の引上げ」、「所得拡大促進税制を見直し、高い賃上げを行う企業への支援の強化」、「研究開発税制を見直し、控除割合を原則開発費の増加割合に応じる仕組みとする」、などがある。

政府は、今月中に税制改正大綱を閣議決定して29年1月召集予定の通常国会に税制改正法案を提出し、今年度中の成立を目指す。

2 平成29年度税制改正主要事項（農業関係の主なもの）

【延長・拡充】

- 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限の3年延長
- 農業経営基盤強化準備金制度の適用期限の1年延長
- 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を、2年延長
- 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の10（現行1,000分の8）に引き上げたうえ、適用期限を2年延長
- 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長
- 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長
- 農業協同組合等が一定の貸付けを受けて取得する共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例に取得した場合の課税標準の特例措置について、対象から一定の資金の貸し付けを受けて取得する共同利用施設を除外し、所要の経過措置を講じたうえ、適用期限を2年延長
- 特定の石油製品を特定の運送または農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の適用期限の3年延長
- 輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限の3年延長

【新設】

- 農業競争力強化支援法（仮称）の制定を前提に、同法の認定を受けた法人が取得した一定の資産について、割増償却を適用

農業競争力強化プログラムの概要について

平成28年12月19日
第9回常設審議委員会

政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」は、11月29日に「農業競争力強化プログラム」および「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」を決定した。

「農業競争力強化プログラム」の概要は以下の通りである。

1 農業競争力強化プログラム（概要）

農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要である。

このため、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革をはじめ13項目について以下のとおり取り組み、更なる農業の競争力強化を実現する。

- 生産資材価格の引下げ(肥料、農薬、機械、飼料など)
- 流通・加工の構造改革(卸売市場関係業者、米卸売業者、量販店など)
- 人材力の強化
- 戦略的輸出体制の整備
- 原料原産地表示の導入
- チェックオフ(生産者から拠出金を徴収、販売促進等に活用)の導入
- 収入保険制度の導入
- 土地改良制度の見直し
- 農村の就業構造の改善
- 飼料用米の推進
- 肉用牛・酪農の生産基盤強化
- 配合飼料価格安定制度の安定運営
- 生乳の改革

別 添 農業競争力強化プログラム（概要）

農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要である。

このため、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革をはじめ13項目について以下のとおり取り組み、更なる農業の競争力強化を実現する。

1. 生産資材価格の引下げ

（肥料、農薬、機械、飼料など）

（1）生産資材価格の引下げ

- 国際水準への価格引下げを目指す
- 生産資材業界の業界再編の推進
- 生産資材に関する法規制の見直し
- 国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進

（2）全農改革（生産資材の買い方の見直し）

全農は、

- 農業者の立場に立って、共同購入のメリットを最大化
- 外部の有為な人材も登用し、資材メーカーと的確に交渉できる少数精鋭の組織に転換
- 入札等により資材を有利に調達
- 農協改革集中推進期間に十分な成果が出るよう年次計画を立てて改革に取り組む

2. 流通・加工の構造改革

（卸売市場関係業者、米卸売業者、量販店など）

（1）生産者に有利な流通・加工構造の確立

- 効率的・機能的な流通・加工構造を目指す
- 農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進
- 中間流通（卸売市場関係業者、米卸業者など）について、抜本的な合理化を推進し、事業者の業種転換等を支援
- 量販店などについて、適正な価格での販売を実現するため、業界再編を推進
- 国の責務・業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進

（2）全農改革（農産物の売り方の見直し）

全農は、

- 中間流通業者への販売中心から、実需者・消費者への直接販売中心にシフト
- 必要に応じ、販売ルートを確立している流通関連企業を買収
- 委託販売から買取販売へ転換
- 輸出について、国ごとに、商社等と連携した販売体制を構築
- 農協改革集中推進期間に十分な成果が出るよう年次計画を立てて改革に取り組む

3. 人材力の強化

- 新規就農者が営農しながら経営能力の向上に取り組むために、各県に「農業経営塾」を整備
- 法人雇用を含めた就農等を支援
- 外国人技能実習制度とは別の外国人材活用スキームの検討

4. 戦略的輸出体制の整備

- 平成31年の1兆円目標に向けて、本年5月の「農林水産業の輸出力強化戦略」を具体化
- 日本版SOPEXAの創設（農業者の所得向上に繋がるブランディング・プロモーション、輸出サポート体制）

5. 原料原産地表示の導入

- 消費者の選択に資するため、全ての加工食品について
- 重量割合上位1位の原材料について、国別の重量順に表示することを基本
 - 実行可能性を考慮したルールを設定

6. チェックオフ（生産者から拠出金を徴収、販売促進等に活用）の導入

- チェックオフを要望する業界における検討手順（推進母体・スキーム・同意要件）を定め、一定以上の賛同で法制化に着手

7. 収入保険制度の導入

- 適切な経営管理を行っている農業経営者の農業収入全体に着目したセーフティネットを導入
 - ・ 青色申告している農業経営者が加入
 - ・ 農業収入全体を対象
 - ・ 過去5年の平均を基準収入とし、収入減の一定部分を補てん
 - ・ 保険方式と積立方式とを併用
- 併せて、現行の農業共済制度を見直し
 - ・ 米麦の共済制度の強制加入を任意加入に変更

8. 土地改良制度の見直し

- 農地の集積・集約化を進めるため、農地集積バンクが借りている農地のほ場整備事業について、農地所有者等の費用負担をなくし、事業実施への同意を不要とする

9. 農村の就業構造の改善

- 農村に就業の場を確保するため、工業等に限定せず、サービス業等についても導入を推進

10. 飼料用米の推進

- 多収品種の導入等による生産コスト低減、耕種農家・畜産農家の連携による畜産物の高付加価値化を図る取組等を推進

11. 肉用牛・酪農の生産基盤強化

12. 配合飼料価格安定制度の安定運営

- 肉用牛・牛乳乳製品の安定供給を確保するため、繁殖雌牛の増頭、乳用後継牛の確保、生産性の向上、自給飼料の増産等を推進
- 配合飼料価格安定制度の安定的な運営

13. 生乳の改革

- 生産者が自由に出荷先を選べる制度に改革
- 指定団体以外にも補給金を交付
- 全量委託だけでなく、部分委託の場合にも補給金を交付

担い手への集積が困難な農地の取扱いに関する意見の提出について

平成 28 年 12 月 19 日
第 9 回常設審議委員会

平成 28 年 4 月 1 日に施行された新たな農業委員会法では、第 17 条並びに同法施行令第 7 条において、遊休農地に関する基準に加えて「認定農業者等への農地の集積の割合が 70%以上ある市町村においては、農業委員会が農地利用最適化推進委員の委嘱をしないことができる」と規定されている。

また、農地利用最適化交付金事業実施要綱においては、担い手への農地集積率の最終目標を 95%と定め、その達成状況に応じて市町村農業委員会の成果を評価して同交付金額が算定される旨定められている。

一方、一部の市町村においては、国、北海道、(地方)独立行政法人、市町村、JA、試験研究機関、学校法人等が所有するなどにより、担い手への集積が不可能と判断される農地が相当程度存在することが要因となって、前記水準に達し得ないことが課題として提起されている。

今般、本会議は「担い手への集積が困難な農地に関する調査」を実施した。

北海道内 170 農業委員会のうち 94 農業委員会からの回答結果によると、前記の者が保有している農地が存在する市町村は 86 市町村で、その面積は 34,262 ヘクタールにのぼり、これら市町村の耕地面積 654,062 ヘクタールに占める割合は 5.2%であった。

当該農地は現行制度において、担い手への農地集積には参入されず、それにより農業委員会等がすすめる担い手への農地集積活動の成果とはなり得ない。

よって、現場における農地集積活動の成果を、担い手への農地集積率に積極的に反映するために、別添案により農林水産省に対して意見の提出を行う。

別添 担い手への集積が困難な農地の取扱いに関する意見の提出について (案)

農林水産大臣
山本 有 二 様

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 岡村 雅敏

担い手への集積が困難な農地の取扱いに関する意見の提出について（案）

平成28年4月1日に施行された新たな農業委員会法では、第17条並びに同法施行令第7条において、遊休農地に関する基準に加えて「認定農業者等への農地の集積の割合が70%以上である市町村においては、農業委員会が農地利用最適化推進委員の委嘱をしないことができる」と規定されているところです。

また、農地利用最適化交付金事業実施要綱においては、担い手への農地集積率の最終目標を95%と定め、その達成状況に応じて市町村農業委員会の成果を評価して同交付金額が算定される旨定められております。

北海道内の一部市町村においては、国、北海道、（地方）独立行政法人、市町村、JA、試験研究機関、学校法人等が所有するなどにより、担い手への集積が困難であると判断される農地が相当程度存在しております。

しかしながら当該農地は現行制度において、担い手への農地集積には参入されず、それにより農業委員会等がすすめる担い手への農地集積活動の成果とはなり得ないことが課題として提起されております。

北海道の農業委員会組織は農地利用最適化推進委員設置の重要性は十分認識しているものの、本会議としては改正農委法案審議時点から最適化推進委員設置基準の弾力的な運用を要望しているところであり、農業委員会等に関する法律第53条第1項に基づき、下記により意見を提出します。

記

1 担い手への集積が困難な農地の取扱いに関する意見

農業委員会等に関する法律施行規則第10条において、「農業委員会等に関する法律施行令第7条第1項第2号の農林水産省令で定める者」とされている者に、以下の者を加えること。

国、都道府県、独立行政法人、地方独立行政法人、市町村、JA、学校・医療・社会福祉法人等の営利を目的としない法人、試験研究を目的として農地を保有する個人並びに法人

2 意見提出の理由

上記の者が保有する農地については、その保有目的からして、市町村農業委員会等がどのように努力しようとも担い手への集積は困難であると判断される。

農地利用最適化交付金事業における成果実績の算定をはじめとする農業委員会に対する外部からの評価においては、担い手への農地集積率の多寡が重要視されているところであり、農業委員会の活動と努力が適正に評価されることが農業委員の意欲を向上させ、ひいては委員会活動の一層の活発化につながることから、前記意見を提出する。

3 その他参考事項

本会議が本年11月に実施した「担い手への集積が困難な農地に関する調査」結果の概要は以下の通り。

I：回答農業委員会 の所管する市町村数 (①)	II：集積困難農地が 存在する市町村数 (②)	III；集積困難農地が 存在する市町村割合 (①/②)	IV：集積困難農地面積 (③)	V：前記IIの市町村の 耕地面積（H27年7月現在、 ④）	集積困難農地が 耕地面積に占める割合 (③/④)
94	86	91.5%	34,262.21ha	654,062ha	5.2%

平成29年度常設審議委員会開催日程について

平成28年12月19日
第9回常設審議委員会

- 1 平成29年度の常設審議委員会の開催日程（案）について
別紙「平成29年度一般社団法人北海道農業会議 常設審議委員会開催日程（案）」の通り提案する。
- 2 開催日程（案）の考え方並びに関連行事について
原則として、毎月25日の開催とする。
諮問等の数が減少することを想定し、本年度と同様に1月を除いて11回開催する。ただし25日が祝・休日の場合、直前の平日に開催する。
5月は、5月29日に開催を想定している「北海道選出国會議員要請集会」に向け、本会議の要望内容について検討を行い、その後に要請書印刷を行うので、早める。
7月は、同月に農業委員任期満了があることから早める。
12月は、諮問に対する答申・意見聴取への回答を年内に行うために、早めて19日に開催する。
2月は、1月の開催がないことから、諮問に対する答申・意見聴取への回答を速やかに行えるように、早めて19日に開催する。
3月は、農業会議通常総会と連動して開催するために、早めて20日に開催する。
- 3 開催日程決定後の対応について
常設審議委員会の開催日程に合わせて、関係書類の受付締切日等を設定する農業委員会等があるため、市町村・農業委員会・総合振興局・振興局等に対し、開催日程を通知する。

平成29年度
一般社団法人北海道農業会議 常設審議委員会
開催日程（案）

（一社）北海道農業会議

回数	開催月日	備考
第1回	平成29年 4月25日（火曜日）	
第2回	平成29年 5月19日（金曜日）	全国会長大会：29日
第3回	平成29年 6月23日（金曜日）	通常総会：30日（予定）
第4回	平成29年 7月18日（火曜日）	
第5回	平成29年 8月25日（金曜日）	臨時総会：24日（予定）
第6回	平成29年 9月25日（月曜日）	
第7回	平成29年10月25日（水曜日）	
第8回	平成29年11月24日（金曜日）	
第9回	平成29年12月19日（火曜日）	
第10回	平成30年 2月19日（水曜日）	
第11回	平成30年 3月20日（火曜日）	通常総会：19日（予定）